

食品リサイクル専門委員会の審議経過

平成 12 年 6 月に制定された食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律は、附則第 2 条において、施行 5 年後の見直しが規定されている。当該規定に基づき、生ごみ等の 3 R・処理に関する検討会における検討を経て、平成 18 年 8 月に中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に食品リサイクル専門委員会（委員長：石川 雅紀、神戸大学大学院経済学研究科教授）を設置し、農林水産省が設置する食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会との合同会合により審議をいただいていたところ。

【環境省】

17 年 9 月～18 年 7 月 生ごみ等の 3 R・処理に関する検討会（全 9 回）
 18 年 8 月 「生ごみ等の 3 R・処理の目指すべき方向とその政策手段に関する取りまとめ」を提示。

【農林水産省】

17 年 10 月～18 年 7 月 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会（第 1 回～第 7 回）
 18 年 7 月 「食品リサイクル法に基づく基本方針の見直しについて（中間とりまとめ）」を提示。

18 年 8 月 28 日 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会設置、同日第 1 回専門委員会
 食品リサイクル法の概要、施行状況、スケジュール等について

9 月 27 日 第 1 回合同会合（中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会第 2 回食品リサイクル専門委員会、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会第 8 回食品リサイクル小委員会）
 これまでの検討結果を踏まえた論点整理

10 月 24 日 第 2 回合同会合
 整理された論点を踏まえたとりまとめの方向の検討

11 月 28 日 第 3 回合同会合
 「とりまとめ（素案）」の検討

12 月 26 日 第 4 回合同会合
 第 3 回合同会合の議論を踏まえた「とりまとめ（案）」の検討

18 年 12 月 28 日～19 年 1 月 26 日 「とりまとめ（案）」に係るパブリックコメント

農林水産省においても、近日中に食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会でとりまとめ（案）を審議いただく予定。

環境省は、本意見具申（案）に基づき、農林水産省と共同で食品リサイクル法の改正等を検討し、必要な措置を講じていく。